

## 函館フットボールパークグラウンド維持管理業務要領

(趣旨)

第1条 函館フットボールパーク（以下「フットボールパーク」という。）の効果的・効率的な利用を図るため、主要施設である各グラウンドやコートの貸し出し方針および貸し出しのために必要な維持管理業務について、必要な事項を定めるものである。

(天然芝サッカーグラウンドの貸出方針)

第2条 天然芝サッカーグラウンドは、主に大会、合宿（合宿中の練習試合を含む。）およびスポーツイベントを目的とした利用に供するものとする。但し、主たる目的での利用が無く、芝の育成状況や維持管理工程にも余裕がある場合は、その他の目的での利用に供さなければならない。

2 降雨時および降雨後（以下「降雨時等」という。）など、使用以降にピッチコンディションの悪化または回復が遅れが想定される場合は、使用を中止させるものとする。

3 前項の場合にあつては、大会や合宿等への影響を踏まえ、主催者と協議するものとする。

(テニスコートの貸出方針)

第3条 テニスコートは、一般利用をはじめ、多様な目的の利用に供するものとする。

2 降雨時等の使用以降に相当程度のピッチコンディションの悪化または回復が遅れが想定される場合は、使用を中止させるものとする。

(人工芝多目的グラウンドおよびフットサルコートの貸出方針)

第4条 人工芝多目的グラウンドおよびフットサルコートは、一般利用をはじめ、多様な競技または目的の利用に最大限供するものとする。

(天然芝サッカーグラウンドの維持管理)

第5条 天然芝サッカーグラウンドの維持管理は別表1の規定を基本

とする。

- 2 刈り込み後の芝丈は、刈癖に留意するとともに、気象条件を勘案し25mmから50mmの間で調整すること。
- 3 施肥については、気象条件を勘案し配合養分および施肥量を変更し、ムラ無く散布すること。
- 4 エアレーションについては、芝の育成状況を勘案し、コアリングまたはスパイクングもしくはサッチングの大きさ、深度および間隔を変更すること。

(テニスコートの維持管理)

第6条 テニスコートの維持管理は別表2の規定を基本とする。

(人工芝多目的グラウンドおよびフットサルコートの維持管理)

第7条 人工芝多目的グラウンドおよびフットサルコートの維持管理は別表3の規定を基本とするが、作業による芝葉の劣化を考慮し回数を調整するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱の施行期日は平成27年4月1日とする。

(経過措置)

- 2 第4条および第7条の規定は、函館フットボールパーク条例第3条から第16条まで、別表第1および別表第2の規定（人工芝多目的グラウンド、フットサルコートおよび第2クラブハウスに係る部分に限る。）の施行の日から適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

| 作業項目    |      | 年間<br>作業回数 | 作業月 |   |   |   |   |   |    |    | 備考                           |
|---------|------|------------|-----|---|---|---|---|---|----|----|------------------------------|
|         |      |            | 4   | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |                              |
| 刈込      |      | 40         | ○   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  |    | 4～6月,9月,10月は月4回<br>7月,8月は月8回 |
| 施肥      | 化成肥料 | 7          | ○   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  |    | 1回あたり426kg (0.0475kg/㎡)      |
|         | 有機肥料 | 1          |     |   |   |   |   |   |    | ○  | 1回あたり879kg (0.1kg/㎡) 以上      |
| 薬剤散布    | 殺菌剤  | 5          |     |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  |    | 芝の状態にあわせて量および濃度を調整           |
|         | 除草剤  | 3          |     |   | ○ | ○ |   | ○ |    |    |                              |
| エアレーション |      | 2          | ○   |   |   |   |   |   |    |    | 春期: サッチング*1, コアリング*1         |
| 散水      |      | 適時         |     |   |   |   |   |   |    |    |                              |
| 目砂充填    |      | 年 1<br>適時  |     |   |   |   |   |   |    |    | 粒度調整した川砂を 25mm 程度の厚さになるように充填 |
| 芝生補修    |      | 随時         |     |   |   |   |   |   |    |    | 千切れた芝を取り除き種子を混入した砂を平坦に充填     |
| 不陸補正    |      | 週 1        | ○   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  |                              |
| 転圧      |      | 2          | ○   |   |   |   |   |   |    | ○  |                              |

別表 2 (第 6 条関係)

| 作業項目    |  | 年間<br>作業回数 | 作業月 |   |   |   |   |   |    |    | 備考 |
|---------|--|------------|-----|---|---|---|---|---|----|----|----|
|         |  |            | 4   | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |    |
| 散水      |  | 適時         |     |   |   |   |   |   |    |    |    |
| 転圧      |  | 適時         |     |   |   |   |   |   |    |    |    |
| クレー補充   |  | 適時         |     |   |   |   |   |   |    |    |    |
| 不陸補正    |  | 適時         |     |   |   |   |   |   |    |    |    |
| 表層安定剤散布 |  | 適時         |     |   |   |   |   |   |    |    |    |

別表 3（第 7 条関係）

| 作業項目                | 年間   | 作業月 |   |   |   |   |   |    |    | 備考 |
|---------------------|------|-----|---|---|---|---|---|----|----|----|
|                     | 作業回数 | 4   | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |    |
| ゴミの除去               | 随時   | ○   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  |    |
| 汚れの洗浄               | 随時   | ○   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  |    |
| 部分的な充填材の補充          | 随時   | ○   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  |    |
| 芝葉の仕上げ              | 随時   | ○   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  |    |
| 表層充填材の凝固抑制          | 10   | ○   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  |    |
| 芝葉の起毛               | 1    | ○   |   |   |   |   |   |    |    |    |
| 充填材の全面補充および<br>擦り込み | 1    | ○   |   |   |   |   |   |    |    |    |